

令和4年度における国等における温室効果ガス等の排出に
配慮した契約の契約締結実績の概要

令和5年6月30日
消費者庁

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における消費者庁の環境配慮契約法の締結実績を次のとおり公表します。

1. 令和4年度の経緯

消費者庁では、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法）及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガスの排出の悪源に配慮した契約の推進に係る基本方針」に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）を進めている。

2. 令和4年度における消費者庁の環境配慮契約の締結実績

(1) 自動車の購入に係る契約

令和4年度においては、1台の自動車の購入に係る契約について、購入価格及び環境性能（燃費）を総合的に評価し、その結果最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した。

(2) 「電気の調達」、「船舶の調達」、「省エネルギー改修事業（ESCO事業）」、「建築物の設計」、「建築物の維持管理」、「建築物の改修」及び「産業廃棄物の処理」に係る環境配慮契約について、該当する案件はなかった。